

2019年7月10日

日本プロフェッショナル野球組織 コミッショナー
齊藤 惇

近年、スポーツ団体において様々な不祥事案が発生しており、スポーツ団体のガバナンスの機能不全等が指摘されている。一般的な傾向として、アマチュアを中心としたスポーツ団体の一部は人的・財政的基盤が脆弱であり、スポーツを愛好する人々の自発的な努力やボランティア精神によるだけでは、組織運営に困難が伴う場合もあるという事情を踏まえ、現在、スポーツ庁において、スポーツ団体のガバナンス確保のためのひとつの指針として、「スポーツ団体ガバナンスコード」の策定が進められているものと理解される。

他方、日本のプロ野球界は、公的な助成や支援を一切受けることなく、各球団の人的・財政的基盤をもとに、プロ、アマを問わず他のスポーツに先駆けて独自の司法的制度を構築し、コンプライアンス意識の徹底を図り、自律・自営的にガバナンス体制を整備・発展させてきた歴史がある。

そこで、日本プロフェッショナル野球組織(以下「本組織」という。)は、その歴史的経緯を踏まえたプロ野球界のガバナンスのあり方について、下記のとおり意見表明を行う。

記

そもそも日本のプロ野球は、戦前に少数の球団(職業野球チーム)が誕生したことから始まり、以来、公的な助成や支援を受けることなく、各球団がそれぞれ、試合の興行やスポンサー獲得、テレビ中継に絡む放映権営業等を自律・自営的に行ってきた。すなわち、プロ野球事業は、単純なスポーツ団体における事業活動ではなく、スポーツ産業の事業者ともいべき各球団が、それぞれ固有の主権権及び興行権に基づいて自律・自営的に事業を遂行し、野球振興に寄与してきたものである。その根本にあるのは、戦後間もなくして、公式試合の運営や選手の獲得等に関する合意事項として整備された「日本プロフェッショナル野球協約」(以下「野球協約」という。)である。日本におけるプロ野球事業は、この野球協約という契約によって遂行される、全12球団の共同事業である。このようなプロ野球事業の興行形態は、日本における他のプロスポーツとは一線を画すものである。

そして、本組織は、プロ野球事業の社会的影響力の大きさを十分に自覚し、プロ野球をわが国の不朽の国技として社会の文化的公共財とすべく、種々の施策を講じて適正なガバナンスを確保するための体制を構築してきた。その施策の代表例を以下に挙げる。

(1) コミッショナー制度及び野球協約による自治

第二次世界大戦により中断していたプロ野球は、戦後間もなくして再開され、その後 2

リーグに分立するなどの過渡期を経て、1951年に、両リーグのルールを統一すること等を目的として、両リーグ及びその所属球団によって、野球協約が締結された。野球協約では、公式試合の運営や選手の獲得等のルールに加えて、本組織における公平な紛争解決機関として「コミッショナー」を置くことが明記され、その後、司法的機能が強化されて現在に至っている。

もともと、このコミッショナー制度は、戦後間もなくして、球団間で選手引き抜き等の紛争が過熱するようになったため、これを公平に裁定するために、各球団が自らで自らを裁くのではなく、第三者的な立場の裁定者を設ける目的で構築されたものである。そのため、歴代のコミッショナーには、各球団に属したことがない独立性・第三者性の高い有識者が就任してきた。

野球協約上、コミッショナーは、本組織を代表して、オーナー会議等において決定された事項を執行することとされている¹。また、コミッショナーは、本組織全体の利益を確保するために各球団等に指令を発したり、各球団等における紛争の裁定をしたりすることができ、さらに、各球団等が野球協約に違反した場合等に、裁決し制裁を科することができる²。さらに、コミッショナーは、各球団や選手等に野球協約違反のおそれがあるとの心証を抱いた際、調査委員会に調査を委託することができ³、コミッショナーが裁定並びに裁決及び制裁を行うに当たっては、コミッショナーが任命する独立した調査委員会により、事情聴取及び事実認定が行われる⁴。

これまでコミッショナーは、「黒い霧事件」をはじめとする八百長や賭博行為への関与者や、法令違反行為を行った選手等に対して資格停止等の厳正な処分を科し、必要に応じて球団に対しても制裁金を科すなどの処置を講じてきた。具体的には、2015年10月～2016年3月にかけて発覚した、一部球団所属の選手による野球賭博問題につき、コミッショナーが、刑事事件捜査の経験が長い検察官出身の弁護士らを調査委員会の委員に任命して調査の公正性を担保した上で、その調査結果を踏まえて、野球協約違反を理由として3選手に対して無期の失格処分の裁定を下し、同時に、比較的悪性が低いと認められた1選手には1年間の失格処分を行うなど、コンプライアンスに違反する行為に対して厳正かつ公正に対処している。このように、本組織では、各球団から独立し、第三者性の高いコミッショナーが、司法機関・行政機関として機能し、球界内の慣習や人間関係に影響されることなく、不祥事等の解決及び事業運営のために必要な事務処理を行っている。

また、本組織は、野球協約を必要に応じて改正することによって、自らコンプライアンス体制を強化してきた。具体的には、1971年に、「黒い霧事件」を契機としてそれまで難解

¹ 野球協約第8条第1項

² 野球協約第9条

³ 野球協約第8条第2項

⁴ 野球協約第9条第2項及び同第3項、第25条第3項

であった野球協約を大幅に改正して、八百長や野球賭博といった「有害行為」に関する定め⁵を整備したことを皮切りに、2004年には下記(2)の暴力団等排除活動を踏まえて暴排対策に係る条項を追加・新設するなど、自立的にコンプライアンス意識を強化し、ガバナンスを強固にする対応を行っている。

以上のとおり、本組織は、野球協約及びそれに基づき設置されたコミッショナー制度の下、各球団が主体として運営するプロ野球事業の適正な発展に必要なガバナンスを整備し、八百長、野球賭博等のコンプライアンス違反行為及び不祥事に対しては、コミッショナーが適正な手続に則り厳正に対処し、自浄作用を発揮してきたという実績及び歴史を持つ。

(2) 暴力団等排除活動

本組織は、応援団に入り込んだ暴力団等の反社会的勢力を排除するため、2003年に、「プロ野球暴力団等排除対策協議会」(以下「暴排協」という。)を設立し、かつ、同年、プロ、アマを問わずスポーツ界では初めて「暴力団等排除宣言」を採択した。また、2004年には野球協約を改正し、暴排対策として、暴力団員等との接触自体を禁止する旨の規程等を追加・新設した。そして、2005年には、本組織のオーナー会議において「試合観戦契約約款」と「特別応援許可規程」が承認され、施行されると、2006年シーズンの応援から、許可応援団しか応援できないという体制が整備された。

上記のとおり2003年に設立された暴排協は、各球団、球場、警備会社等をメンバーとするプロ野球暴力団等排除対策地区協議会(以下「地区協議会」という。)を下部組織とし(12球団のうち、読売巨人軍及び東京ヤクルトスワローズのみ合同で「東京地区協議会」を形成しているが、他の球団はそれぞれ個別に本拠地で地区協議会を設立している。)、一般社団法人日本野球機構、各球団、球場、警備業界関係者、警察庁、警視庁、暴追都民センター等をメンバーとするプロ野球暴力団等排除対策中央協議会(以下「中央協議会」という。)を上部組織としている。地区協議会においては、各地区におけるトラブル対応報告や暴力事案等の情報交換を行っている。中央協議会は夏と冬の年に2回開催され、応援団からの特別応援許可申請の審査、暴力団等反社会的勢力に関する事案の審議・報告等が行われている。これには、各球団等が常勤で採用した警察OBのほか、民事介入暴力に詳しい弁護士も加わっている。このように、スポーツ産業の事業体である各球団が足並みを揃えて日本全国について広域的に暴排に取り組んだというのは、過去に例のないことであり、このような取組は、本組織が野球協約の下に自治を行い、各球団が自立的にプロ野球興行を行っているからこそ可能であったといえる。

また、本組織は、一般社団法人日本プロ野球選手会と共同し、毎年定例で選手に対して

⁵ 野球協約第177条以下

暴排講習会を開催するとともに、審判や職員に対しても野球協約の定める「有害行為」に関する講習を実施している。加えて、選手や球団マネージャーが、反社会的勢力等への対応についてメールや電話で相談できる相談窓口を設置している。

このように全国的で広範な暴力団等排除活動は、日本の職域団体では他に例をみないものであって、本組織が自律的にコンプライアンス強化を図ってきたことを裏付けるものである。

(3) アンチ・ドーピングの取組

1999年にソウルで開催されたシドニー・オリンピック予選大会を皮切りに、日本のプロ野球選手がオリンピック・ワールドカップなど数多くの国際大会に出場するようになり、延べ170名以上のプロ野球選手がドーピング検査を受けたことを契機として、本組織は、2003年に、NPB医事委員会を設置した。そして、本組織は、同委員会の設置と同時に「NPBアンチ・ドーピング規程」を策定し、2004年及び2005年シーズンには、全選手、チームスタッフ及び球団関係者向けの講習会やドーピング検査を伴う啓発活動を行った。

このような準備期間を経て、本組織は、2006年シーズンからドーピング検査を開始し、現在に至るまで毎年約150検体以上のドーピング検査を行っている。近年、国際大会数の増加に伴い、200検体を超す年も出てきている。また、選手からの質問に直接対応できる部署を設置し、年間300件以上の医薬品、サプリメントの問い合わせにも対応している。

NPBアンチ・ドーピング規程上、ドーピング検査における違反者については、NPBアンチ・ドーピング調査裁定委員会が、当該選手に対して事情聴取を行い、弁明を受けた後、無期限出場停止を含めた処分を科すことになっている。この処分に不服がある選手は、NPBアンチ・ドーピング特別委員会に対して、異議申立てを行い、その裁定を求めることができる。

本組織におけるアンチ・ドーピングに関する取組は、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)のドーピング検査方法、禁止薬物規定に準拠したものであり、「TUE(治療使用特例)」が認められない限り「疑わしきは罰する」という国際基準に則った厳格な運用を徹底している。これまでに、6名の違反選手に対して出場停止等の処分を科した。

このような取組を経て、12球団の協力の下、東京ドーム、甲子園球場、広島マツダスタジアム及びナゴヤドームをはじめとする多くのプロ野球施設内にドーピング検査場が設置され、アンチ・ドーピング活動への理解が浸透してきている。さらに、本組織はアンチ・ドーピングについての啓発活動を不断に継続しており、毎年2月のキャンプ期間中に外国人選手を含む全ての選手に対するNPB医事委員会による説明会の実施、NPBアンチ・ドーピング規定等を記載した選手手帳の配布等を行っている。

このように、本組織が自らアンチ・ドーピング制度を構築し、継続的に厳格な取組を行ってきたことも、本組織が自律的にコンプライアンス強化を図ってきたことを裏付けるものである。

(4) 結 語

以上のとおり、日本のプロ野球に関しては、本組織が、プロ野球をわが国の不朽の国技として社会の文化的公共財とすべく、他のプロスポーツに先駆けてコンプライアンス意識を徹底し、自律・自営的にガバナンス体制を整備・発展させてきた独自の歴史がある。

本組織としては、上で述べたような歴史的経緯を踏まえつつ、社会情勢や社会通念の変化にも十分に目を配りながら、プロ野球界のガバナンス体制について、引き続き、充実・改良を重ねる所存である。その一環として、プロ野球事業の社会的影響力等にも鑑み、今後、そのガバナンス体制に関して、これまでに獲得した知見・経験を基に、プロ野球固有の魅力や個性をより良く発揮・成長させることができる独自の原則・規範を新しく策定することも含め、積極的に検討を進めていく予定である。

なお、本年 6 月 18 日にスポーツ審議会において公表された「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉(案)」(以下「本案」という。)の策定過程と内容に関して、本組織としての見解を以下に付言する。

スポーツ基本法はその基本理念(第 2 条)において、自主性と自律性をうたっており、自律的・自営的にガバナンス体制を整備・発展させてきた本組織の取組はまさに法の基本理念に沿うものである。他方、スポーツ審議会では、スポーツ団体ガバナンスコードについて、中央競技団体に限らずプロ野球等のプロスポーツ団体に適用されることが当然であるかのような議論が交わされた(本年 1 月 31 日第 13 回スポーツ審議会)後、同審議会のインテグリティ部会が本案を公表するに至っている。その結果、本案とともに公表された「スポーツ団体ガバナンスコードの適用対象等に関する考え方」で、プロ野球も適用対象として協力依頼されるスポーツ団体の一つとして例示されているところ、本組織は、本案の審議過程において、ヒアリングその他何ら関与の機会を与えられていないことから、審議の内容や経過の詳細についてあずかり知らないところである。仮に、本組織のように一切の公的な助成や支援を受けておらず、かつ、自主的・自律的に健全なガバナンス体制の構築・改善に努めてきた歴史を有する組織・団体までも含めてスポーツ団体一般に広く適用されるガバナンスコードを策定するということであれば、その枠組み・内容は、公的な助成や支援を受けているか否かも含めて成り立ちや性質が全く異なる様々なスポーツ団体一般に共通して必須と考えられる必要最低限の事項に止めたうえで、他方、スポーツ基本法第 2 条が定める基本理念に基づきそれぞれのスポーツ団体・スポーツ事業が健全な自主性・自律性を十分に発揮し得る柔軟なものとするべきである。

以 上

第2章 コミッショナー

第5条（選任）

- (1) コミッショナーは、原則として機構の会長がこれを務める。
- (2) 機構の会長にコミッショナー兼務の支障がある場合は、オーナー会議は会長以外の者をコミッショナーあるいはコミッショナー代行として選任することができる。

第6条（身分及び任期）

- (1) コミッショナーは、正当な理由なく任期中に解任されない。
- (2) 前条第2項により選任されたコミッショナーあるいはコミッショナー代行の任期は、選任時の会長の任期終了までとする。

第7条（職務の代行） コミッショナーが、病気その他の事故により、職務を行い得ないとき、又は死亡し若しくは退任し、その後任者が決定されないときは、オーナー会議が代行機関を設置する。

第8条（職権及び職務）

- (1) コミッショナーは、日本プロフェッショナル野球組織を代表し、事務職員を指揮監督してオーナー会議、実行委員会及び両連盟の理事会において決定された事項を執行するほか、この協約及びこの協約に基づく内部規程に定める事務を処理する。
- (2) コミッショナーは、①球団、②機構と契約関係にある個人、及び③この組織に属する団体と契約関係にある個人（以下、「関係団体等」と総称する。）に、この協約又はこの協約に基づく規程に反する事実があるか又はそのおそれがあるとの心証を抱くときは、調査委員会に事実を示してその調査を委嘱し、その結果についての処分意見を得て、自らの名において関係者に制裁を科する。
- (3) コミッショナーが下す指令、裁定、裁決及び制裁は、最終決定であって、この組織に属するすべての団体及び関係する個人は、これに従う。
- (4) コミッショナーは、機構が主催する日本選手権シリーズ試合及びプロ野球12球団が主催するオールスター試合を管理する。
- (5) コミッショナーは、この組織の適正な運営に資するため、若干名の顧問及び補佐を置くことができる。

- (6) コミッショナーは、コミッショナーが選任する10名以内の有識者をもって構成する有識者会議を設け、野球に関する基本的な問題を審議させることができる。

第9条（指令、裁定及び裁決）

- (1) 指令 コミッショナーは、この組織全体の利益を確保するために、本項に基づき、関係団体等に対し指令を発することができる。
- (2) 裁定 コミッショナーは、関係団体等の紛争につき、調査委員会をして事情を聴取させ、裁定する。
- (3) 裁決及び制裁 コミッショナーは、関係団体等がこの協約に規定する制限又は禁止条項に違反した場合、調査委員会の調査結果に基づき、裁決し、制裁を科する。裁決によって科す制裁は、団体に関しては参加資格、保護地域、選手契約の保有、若しくは試合参加に関する諸権利の剥奪若しくは停止又は制裁金とし、個人に関しては永久、期限を定めた又は無期限の失格処分、職務停止、野球活動停止、制裁金又は戒告処分とし、これらの制裁を併科することができる。なお、新人選手獲得に関するルールの違反行為については、「新人選手獲得に関するルール違反行為の類型の明確化とそれに対する制裁の明定について」と題する規程の定めるところによる。
- コミッショナーが制裁を科す場合、あらかじめ実行委員会に諮問して参考意見を求めることができる。
- 調査委員会が事実の認定をするに際し、事件関係者に事件に関する弁明を陳述する機会を与えなければならない。
- (4) 実行の責任 コミッショナーが下す指令、裁定、裁決及び制裁については、その対象が球団又は球団と契約関係にある者である場合には、関係球団実行委員会委員が実行の責任を負う。

第10条（規定の解釈） この協約又はこれに附随する諸規程、手続等に関し、当事者間に解釈上疑義が生じた場合、コミッショナーが最終判断する。

第5章 コミッショナー事務局

第24条（構成）

- (1)この組織に事務局長及び職員からなるコミッショナー事務局を置き、事務局長は、コミッショナーの命を受け、事務局職員を指揮監督する。
- (2)調査委員会を補佐しその調査等に従事するものとして同委員会から指名を受けた者は、その調査等に関しては、同委員会の指示のみに従って事務を行い、同委員会の監督のみを受ける。
- (3)事務局長は、実行委員会の同意を得てコミッショナーが任命する。
- (4)事務局の組織及びその分掌する事務は、別に定める規程によるものとする。

第5章の2 調査委員会

第25条（構成）

- (1)調査委員会は、調査委員をもって構成する。
- (2)調査委員は、原則として3名とする。
- (3)コミッショナーは、調査委員を任免する。コミッショナーは、調査委員の中から調査委員長を指名する。
- (4)調査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。調査委員は、正当な理由なく任期中に解任されない。なお、調査委員が辞任又は死亡した場合は、後任の調査委員の任期は、辞任又は死亡した調査委員の残りの任期と同じとする。

第26条（権限）

- (1)調査委員会は、コミッショナーの委嘱があった場合、関係団体等について、この協約又はこの協約に基づく規程に反する事実があるかどうかを調査する。
- (2)調査委員会は、コミッショナー事務局職員及び第三者を、調査等に従事させることができる。ただし、第三者を調査等に従事させる場合は、コミッショナーの同意を得るものとする。
- (3)関係団体等は、調査委員会（前項の規定に従い調査に従事する者も含む。）の調査に全面的に協力する。調査委員会の調査に協力

第5章の3 有識者会議

しない者は、その者に不利益な事実認定をされても争うことができない。

- (4)調査委員会は、調査結果及び違反が認められた場合の処分案をコミッショナーに報告する。
- (5)調査委員会は、第95条に定める参稼報酬調停委員会を構成するものとする。

第5章の3 有識者会議

第26条の2（構成及び審議事項等）

- (1)有識者会議は、10名以内の野球その他の事項に関する識見を有する、いわゆる有識者をもって構成する。
- (2)有識者会議のメンバーは、コミッショナーが選任する。
- (3)有識者会議は、野球に関する基本的な問題について審議し、その結果である意見を、コミッショナーに提出する。コミッショナーは、その意見を、この組織の適正な運営のため、実行委員会又はオーナー会議の審議の参考に供するものとする。

第18章 有害行為

第177条 (不正行為)

(1)選手、監督、コーチ、又は球団、この組織の役職員その他この組織に属する個人が、次の不正行為をした場合、コミッショナーは、該当する者を永久失格処分とし、以後、この組織内のいかなる職務につくことも禁止される。

- (1) 所属球団のチームの試合において、故意に敗れ、又は敗れることを試み、あるいは勝つための最善の努力を怠る等の敗退行為をすること。
- (2) 前号の敗退行為を他の者と通謀すること。
- (3) 試合に勝つために果たした役割、又は果たしたと見做される役割に対する報酬として、他の球団の選手、監督、コーチに金品等を与えること、及び金品等を与えることを申し込むこと。
- (4) 試合に勝つための役割を果たした者又は果たしたと見做される者が、その役割に対する報酬として金品等を強要し、あるいはこれを受け取ること。
- (5) 作為的に試合の勝敗を左右する行動をした審判員、又は行動をしたと見做される審判員に対し、その報酬として金品等を与えること、又はこのような申し入れをすること。
- (6) 所属球団が直接関与する試合について賭をすること。

(2)前項の規定により永久失格処分を受けた者であっても処分後15年を経過した者でその間善行を保持し、改悛の情顕著な者については、本人の申し出により、コミッショナーにおいて将来に向かってその処分を解くことができる。

第178条 (審判員の不正行為) 審判員が次の行為をした場合、コミッショナーは以後の職務を停止する。

- (1)作為的に試合の勝敗を左右するためにした行為、又は、したと見做される行為。
- (2)前号の行為の報酬として金品等を受け取ったり、又は、このような報酬を強要したりすること。
- (3)出場する試合について賭をすること。

第179条（報告の義務）

- (1)選手、監督、コーチ、又は球団、この組織の役職員その他この組織に属する個人は、第177条の不正行為について勧誘を受けた場合、ただちにすべての情報をコミッショナーに報告しなければならない。
- (2)また、審判員が前条の不正行為の勧誘を受けた場合、コミッショナーに情報を報告しなければならない。
- (3)前2項の報告を怠った場合、コミッショナーは適当な制裁を科する。

第180条（賭博行為の禁止及び暴力団員等との交際禁止）

- (1)選手、監督、コーチ、又は球団、この組織の役職員その他この組織に属する個人が、次の行為をした場合、コミッショナーは、該当する者を1年以上5年未満の期間の範囲内で期限を定めた失格処分、又は無期限の失格処分とする。
 - (1) 野球賭博常習者と交際し、又は行動を共にし、これらの者との間で、金品の授受、饗応、その他いっさいの利益を受受し若しくは供与し、要求し、申込み又は約束すること。
 - (2) 所属球団が直接関与しない試合、又は出場しない試合について賭けをすること。
 - (3) 暴力団、あるいは暴力団と関係が認められる団体の構成員又は関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団員等」という。）と交際し、又は行動を共にし、これらの者との間で、金品の授受、饗応、その他いっさいの利益を受受又は供与し、要求又は申込み、約束すること。
- (2)前項の規定により、無期限の失格処分を受けた者であっても処分後5年を経過した者でその間において善行を保持し、改悛の情顕著な者については、本人の申し出により、コミッショナーにおいて将来に向かってその処分を解くことができる。
- (3)2016年12月31日までに、無期の失格処分を受けた者に係る、期限を定める手続及び復帰手続は、同処分時の本協約の関係条項による。

第180条の2 (球団による暴力団員等の球場への入場禁止措置) 球団は、暴力団員等が当該球団の専用球場及びホーム・ゲームを行う地方球場（以下、本章において「球場」という。）に立入ることを禁止するよう最大限努力する。

第180条の3 (球団による球場に対する協力要請)

(1)球団は、球場を所有し又は管理する者に対し、球場の役職員、あるいはその他球場の運営に関わる組織に属する個人が、第180条各号の行為をすることのないよう監督することを求めるものとする。

(2)球団は、球場を所有し又は管理する者に対し、前条の措置を実行するために必要な協力を求めるものとする。

第180条の4 (反社会的勢力等の選手等への接触に対する措置)

1. 球団は、反社会的勢力と疑われる者の選手、監督、コーチ、又は球団若しくはこの組織に属する個人（以下「選手等」という。）への接触（接触しようとする働きかけ行為を含む。以下、この条において同じ。）を知った場合、自球団所属の選手等への接触か否かを問わず、直ちにコミッショナー及びその所属球団に報告する。
2. 反社会的勢力と疑われる者が接触した選手等が所属する球団は、その接触の経緯、球団内の他の選手等への接触の有無及び範囲等について、すみやかに調査し、その結果をコミッショナーに報告する。
3. コミッショナーは、球団からの報告等により反社会的勢力に該当する者又は試合観戦契約約款第3条1号ないし4号の一に該当する者の選手等への接触の事実を確認した場合は、その者に対して、選手等への接触禁止及び球場等への立ち入り禁止などを通知するとともに、これを全球団及びコミッショナー事務局長に連絡して注意を喚起する。
4. 各球団及びコミッショナー事務局長は前項の連絡を受けた場合、直ちにこれを所属選手等に周知させるとともに、球場からの排除など必要な措置を行う。

5. 球団は、野球賭博常習者と疑われる者の選手等への接触を知った場合、自球団所属の選手等への接触か否かを問わず、直ちにコミッショナー及びその所属球団に報告する。
6. 野球賭博常習者と疑われる者が接触した選手等が所属する球団は、その接触の経緯、球団内の他の選手等への接触の有無及び範囲等について、すみやかに調査し、その結果をコミッショナーに報告する。
7. コミッショナーは、球団からの報告等を受けて、必要に応じ、当該報告内容を全球団及びコミッショナー事務局長に連絡して注意を喚起する。
8. 各球団及びコミッショナー事務局長は、所属選手等に接触してきた者が反社会的勢力又は野球賭博常習者であるかどうかについて、所属選手等が各球団及びコミッショナー事務局に照会する際の窓口を設けることとする。

第181条（有害行為の告発） 第177条（不正行為）から第180条（賭博行為の禁止及び暴力団員等との交際禁止）までの有害行為に関し、その事実を知り、あるいはその行為が有害行為であると信じるこの組織に属する団体又は個人は、コミッショナーに告発しなければならない。